

小千谷市犯罪被害者等支援条例（案）に対するパブリックコメントの募集結果について

1 実施状況

- 募集期間：令和8年1月16日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時まで
- 募集結果：13件（1団体）

2 いただいたご意見と市の考え方

No.	項目.	意見	回答	条例修正の有無
1	[条文の修正について] 用語の統一	条例案第2条定義(4)において「事業者」と定めているところ、第13条小見出しに「事業者等」と表記しています。第2条(4)本文に「…その他の団体をいう。」と表記されていますので <u>「等」を加えた統一表記</u> とすることについてご検討いただけるようにお願いします。	市内で事業を行う個人又は法人その他 の団体の全てを「事業者」と規定してお りますので、条文内の表記を「事業者」に統 一いたします。よって、第12条の「事業 者等」を「事業者」に修正いたします。	有
2	第3条(基本理念)第3項の変更	条例案第2条(3)(4)(5)に市民等、事業者、関係機関等の定義が規定 されているところ、本条には関係機関等との連携が規定されていません。 市の責務第4条第2項の「関係機関等と連携し、」の規定とは別に 基本理念として、次のとおり第3項を変更することについてご検討い ただけるようにお願いします。 <u>3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再 び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、市、関係機 関等、市民等及び事業者等が相互に連携し、必要な支援が途切れる ことなく提供されることを旨として行われなければならない。</u>	第3条第3項については、「途切れない 支援」を規定することが目的であること、 また第5条の「市民等の責務」及び第6条 の「事業者の責務」において、市民等や事 業者については、「連携」ではなく、市の 施策への「協力」に努めることと規定して いることから原案のままといたします。 ただし、関係機関等との連携に当たっ ては、第4条の「市の責務」において「関 係機関等と連絡調整を緊密に行う」こと と規定しておりますが、連絡調整のみで すと内容が限定的ともとれるため「関 係機関等と相互に連携を図るものとする。」 に修正いたします。	有
3	第4条（市の	条例案第1項では「市は、前条の基本理念（以下「基本理念」とい	市は、犯罪被害者等の支援に限らず、施	無

	責務) 第 1 項の変更	<p>う。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。」とありますが、「各種施策を総合的に推進するものとする。」というだけの規定では、従来の縦割りの行政サービスを推進するものと解されます。従来の縦割りの行政サービスは犯罪被害者等に必ずしも特化したものではないため、犯罪被害に遭い自分でどういたらよいか分からないという状態での犯罪被害者等が申請自体をためらったり優先的に支援を受けられなくなったりするおそれがあります。そうしたことがないように、横断的な連携が必要あります。</p> <p>さらに支援を受けるための要件や申請手続き等に関して新たに施策を策定し、その施策を実施することによりはじめて被害者支援の効果をあげができると思われます。こうした趣旨を明らかにするため、次のとおり変更することについてご検討いただけれるようにお願いします。</p> <p><u>「市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。」</u></p>	<p>策の推進に当たっては、組織内の関係部署と連携を図りながら実施しており、それを前提とした条文であることから、原案のままといたします。</p> <p>なお、犯罪被害者等の相談を受ける総合窓口の周知を行うとともに、支援の実施の中で意見を収集し、犯罪被害者等に寄り添った支援に努めます。</p>	
4	第 8 条（経済的支援）の変更	<p>条例案では「市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給等を行うものとする。」とありますが見舞金のみの規定と取られかねません。更に一步踏み込んだ経済的支援について、次のとおり変更することについてご検討いただけれるようにお願いします。</p> <p><u>「市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、<u>関係機関と連携し、見舞金の支給等必要な経済的支援に努める</u>とともに、<u>経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他必要な施策を講ずるものとする。」</u></u></p>	<p>市では見舞金の支給のほか、第 7 条「相談及び情報の提供等」に基づき、府内及び関係機関における既存の経済的な助成制度を活用し、犯罪被害者等が置かれた状況に応じた情報を提供することとしていることから、原案のままといたします。</p>	無
5	第 9 条（日常	条例案では「市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことが	条例は、基本理念や施策の基本となる	無

	生活の支援) の変更	<p>できるよう、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。」とありますが、「必要な支援」という表現では具体的な支援施策が読み取りにくいので、具体例をあげて、次のとおり変更することについてご検討いただけますようにお願いします。</p> <p>「市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、<u>家事又は介護を行う者の派遣、一時保育、教育を受けるために必要な支援及び精神的負担への配慮等、犯罪被害者等の状況に応じた必要な生活上の支援を行うものとする。」</u></p>	<p>事項等を定めることを目的としていることから、具体的な支援施策は記載せず原案のままといたします。</p> <p>なお、支援に当たっては、犯罪被害者等の実情を把握した上で、府内及び関係機関における福祉・保健・医療等の支援制度を活用し、適切な支援に繋げてまいります。</p>	
6	第 11 条（居住の安定）の変更	<p>条例案では「市は、犯罪等又は二次的被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、市営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援に努めるものとする。」とありますが、被害者支援団体の経験からは、自宅で犯罪に遭い転居せざるを得なくなった犯罪被害者等は相当数おり、転居に要する費用に悩み困るケースがあります。これら犯罪被害者等に市営住宅の提供は当然ですが、行政として転居費用の支援の手を差し伸べることが必要であると考えられます。また、現時点での「小千谷市営住宅条例」、「小千谷市営住宅条例施行規則」のいずれにおいても犯罪被害者等を優先的に入居させる規定がなく。解釈上も困難であると考えられます。本条例施行時に前述の条例について犯罪被害者等も優先的に入居できるように改正することについてご検討いただけますようお願いします。同時改正が難しい状況であるならば、第 11 条を次のとおり変更することについてご検討いただけますようにお願いします。</p> <p>「市は、<u>犯罪等又は二次被害により又は二次被害若しくは再被害の防止のため従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、転居に要する費用の助成、市営住宅の提供等</u>市営住宅への入居における<u>特別な配慮</u>その他必要な支援を行</p>	<p>当市では、犯罪被害者等の市営住宅への優先的な入居について、小千谷市営住宅条例施行規則第 6 条第 11 項に規定しております。その他の支援制度については必要に応じて検討することとし、原案のままといたします。</p>	無

		うものとする。」		
7	[条文追加について] 犯罪被害者等支援に関する 計画	<p>犯罪被害者等のための施策を本条例施行後も計画的に推進させる必要があるものと考えられます。犯罪被害者等支援に関する計画の策定について次のとおり規定することについてご検討いただけるようお願いします。</p> <p><u>(犯罪被害者等支援に関する計画)</u></p> <p><u>第7条市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため に、犯罪被害者等支援に係る計画（以下「計画」という。）を定め るものとする。</u></p> <p><u>2 計画は、次の事項について定めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な方針</u> <u>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するため に必要な事項</u> <p><u>3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民、事業者、犯 罪被害者等及びその他の関係者の意見を十分に反映されるよう 努めるものとする。</u></p> <p><u>4 市は、計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表する ものとする。</u></p> <p><u>5 市は、計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状 況について定期的に公表するものとする。</u></p>	<p>現時点において、市では「犯罪被害者等支援計画」が無くとも、本条例や府内の対応フロー等に基づき、犯罪被害者等支援を実施できる体制にあることから、計画を策定する予定はございません。よって、原案のままといたします。</p>	無
8	心理的外傷から の回復に向 けた支援	犯罪被害者等は様々な要因で心理的外傷を負います。犯罪被害者等基本法第14条に「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定されて	ご提案の「心理的外傷からの回復に向けた支援」につきましては、第9条「日常生活の支援」における「精神的負担への配慮その他の必要支援」に包括していることから、原案のままといたします。	無

		<p>おり、犯罪被害者等の心理的外傷の回復に関する支援は国、地方公共団体の責務とされています。本条例案では第9条（日常生活の支援）本文に「精神的負担への配慮」が規定されていますが同趣旨の支援が規定されていません。</p> <p>次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>(心理的外傷からの回復に向けた支援)</u></p> <p><u>第11条市は、犯罪等により受けた心理的外傷が早期に軽減し、又は回復することができるよう犯罪被害者等に対し、医療費の助成その他の必要な支援を行うものとする。</u></p>		
9	総合的支援体制の整備	<p>犯罪被害者支援において最も重要なことは、いわゆる「縦割り」をなくし、犯罪被害者等が「たらい回し」にされることがないように犯罪被害者等の相談に多くの機関が連携し、ワンストップで対応できる支援体制を整備することが必要であると考えられます。第7条（相談及び情報の提供等）で「市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。」とありますが、相談窓口の設置及び関係機関相互のネットワークの構築等も含め一歩踏み込み、次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>(総合的支援体制の整備)</u></p> <p><u>第15条市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう総合的な支援体制を整備するものとする。</u></p>	<p>ご提案の「総合的支援体制の整備」については、第4条第2項において「関係機関等と相互に連携を図るものとする。」としていることや組織内において関係部署と連携した体制を組んでいることから、原案のままといたします。</p> <p>なお、当市では犯罪被害者等の相談に対する負担を最小限とするため、犯罪被害者支援を担当する防災安全課に設けた総合窓口において対応いたします。</p>	
10	人材の育成	被害者支援団体の支援活動は、電話相談、面接相談、裁判所等への	市では、犯罪被害者等支援のための専	無

		<p>付添い活動等多岐にわたり、中長期的に様々な犯罪被害者等に寄り添った支援活動を行っております。また、犯罪被害者等のニーズに寄り添った質の高い支援活動の充実を図るために、活動員の研修や養成の事業をしています。市におかれましても、今後ますます犯罪被害者等支援に係る人材育成の必要性が高まると思われます。したがいまして市の総合窓口担当者等の人材育成につきまして次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>(人材の育成)</u></p> <p><u>第 16 条市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講じるものとする。</u></p>	<p>門職員は配置しておりませんが、担当職員は、国・県が行う研修等に参加し、犯罪被害者等の支援に必要な知識の習得に取り組んでいることから、原案のままといたします。</p>	
11	民間支援団体への支援	<p>犯罪被害者等支援は、行政機関、警察、弁護士会、医療機関、民間支援団体多くの機関、団体が連携協力して初めて犯罪被害者等のニーズに応えた支援ができるものと考えます。その中で民間支援団体はボランティア支援員の善意によって支えられており、人的、財政的基盤が極めて脆弱な現状にあります。民間支援団体の果たす役割の重要性を考えると条例に民間支援団体への支援を明記することが適切であると思料いたします。これについて次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>(民間支援団体への支援)</u></p> <p><u>第 17 条市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の推進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</u></p>	<p>現時点において、民間支援団体に対する人的、財政的な支援は検討していないことから、原案のままといたします。</p> <p>なお、引き続き、民間支援団体を含む関係機関等と連携を図りながら、円滑かつ適切な支援を行って参りたいと考えております。</p>	無
12	学校における教育活動の推進と支援	<p>犯罪被害者等を支える地域社会を形成するには、学校教育は欠かせません。将来を担う子供たちに犯罪被害者等や命の大切さを学ばせることは、いじめ防止や犯罪抑止にもつながるほか、二次被害の防止や、</p>	<p>児童・生徒の教育活動については、第 13 条「市民等及び事業者の理解の増進」に、児童・生徒の支援への配慮については、第</p>	無

	<p>被害児童や家族が被害にあった児童（以下「児童等」という。）への理解にもつながります。また、児童等への支援についても十分な配慮が必要であります。そうした趣旨を明らかにするために次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>（学校における教育活動の推進と支援）</u></p> <p><u>第18条市は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他必要な施策を講じるものとする。</u></p> <p><u>2市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>3条の「基本理念」及び第5条「市民の責務」にそれぞれ包括していることから、原案のままといたします。</p> <p>加えて、学校教育現場では、いじめの防止に向けた人権教育にも取り組んでおり、これらについても継続して実施して参ります。</p>	
13	<p>意見の反映</p> <p>犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等のニーズに寄り添って実施されることは必然であります。その施策がニーズに寄り添っているのか、また時代の要請に合っているのか等隨時検証し、よりよい支援活動がなされるべきであります。そのためには、支援活動をする側の施策だけではなく、有識者及び市民等の幅広い意見を取り入れ、よりよい条例とする必要があると思料いたします。したがいまして次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。</p> <p><u>（意見の反映）</u></p> <p><u>第19条市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。</u></p>	<p>ご提案の「意見の反映」につきましては、市は、犯罪被害者等の支援を実施する中で当事者の意見を収集するほか、本パブリックコメントのように、必要に応じて有識者及び市民等の意見を聞く機会を設けることとしているため、原案のままといたします。</p>	無